株式会社オーテック

第76回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年６月26日(水曜日)
午前10時 (受付開始 午前９時15分)

場所

東京都江東区東陽六丁目３番３号
ホテル イースト21東京 ３階 東陽の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第１号議案
剰余金の処分の件

第２号議案
取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第３号議案
監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案
補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第５号議案
役員賞与支給の件

第６号議案
当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）継続の件

証券コード 1736

株式会社オーテック

経営理念

「信頼」「進取」「創意」のもと、
快適な建物環境づくりをめざして

私たちは、持続可能な社会に貢献することを目指しています。
そのために、以下の3つの価値観を大切にします。

信頼

～未来を支える共感～

取引先、従業員、地域社会などあらゆる関係先との誠実なコミュニケーションを通じて、ステークホルダーとの信頼関係を築きます。
「信頼」は、私たちの事業の基盤であり、未来を支える共感の源泉です。

進取

～革新的な未来への挑戦～

新たなアイデアや革新的なアプローチを常に追求します。高い技術力と優れたサービスを提供することで、お客様の課題を解決し、価値を創造します。
「進取」は、私たちの事業の原動力であり、革新的な未来への挑戦の姿勢です。

創意

～個々の成長と社会の豊かさの提供～

従業員の新たな創造力を発揮させることで、会社の成長を実現します。また、会社の成果を社会に還元することで、ゆとりある生活の実現に貢献します。
「創意」は、私たちの事業の目的であり、個々の成長と社会の豊かさの提供の手段です。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は管工機材の専門商社として1934年に創業以来、建物内部の自動制御システムに関する設計施工・メンテナンスに事業範囲を拡大し、着実に成長を続けてまいりました。

さて、今日の建設業界は、建物のライフサイクルにおける環境負荷の低減や、建設業就業者数の減少を起因とする人手不足の課題などに対処が求められております。当社が快適な建物環境の創造に貢献する社会的責任を果たすためには、人的資本の充実を図るとともに、持続可能な成長を通じ、株主の皆様に安定した利益還元を実現できる体制としていくことが必要であると考えております。



この様な環境下において、当社はサステナビリティの国際的評価機関であるEcovadis社から上位25％の企業に付与されるシルバーメダル認証を取得し、新たに健康経営優良法人の認定も取得しております。

当社グループと社会双方の持続可能な発展に向けて、今後も皆様から永くご支援いただける企業を目指してまいります。

株主の皆様には今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長
市原　伸一

株 主 各 位

証券コード 1736
2024年６月６日
（電子提供措置の開始日　2024年５月31日）
東京都江東区東陽二丁目４番２号
株式会社オーテック
代表取締役社長　市　原　伸　一

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第76回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト（https://www.o-tec.co.jp/ir/meeting.shtml）

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／ＰＲ情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年６月25日(火曜日)営業時間終了の時(午後５時30分)までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1.日　　時	**2024年6月26日**（水曜日）午前**10時** (受付開始 午前９時15分)
2.場　　所	東京都江東区東陽六丁目３番３号 **ホテル イースト21東京 ３階 東陽の間** (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3.目的事項	報告事項　1.第76期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第76期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類報告の件 決議事項　第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件 第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 第５号議案　役員賞与支給の件 第６号議案　当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）継続の件
4.その他招集にあたっての決定事項	1.書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示をされたものとしてお取り扱いさせていただきます。 2.インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 3.インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 4.代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
・連結計算書類の「連結注記表」
・計算書類の「個別注記表」
なお、監査等委員会及び会計監査人は、上記事項を含む監査対象書類を監査しております。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎当日ご出席される株主様は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使等についてのご案内

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。
(ご捺印は不要です。)

日　時　2024年6月26日（水曜日）午前10時

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限　2024年6月25日（火曜日）午後５時30分入力完了分まで

書面で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するようご返送ください。)

行使期限　2024年6月25日（火曜日）午後５時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法

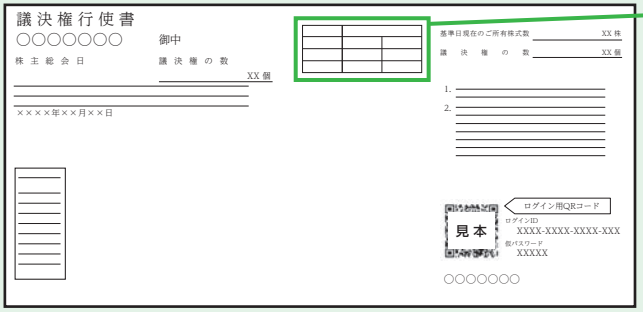

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第２・３号議案

- 全員賛成の場合　≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合　≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合　≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第１・４・５・６号議案

- 賛成の場合　≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合　≫「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

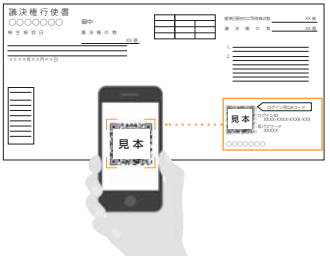

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

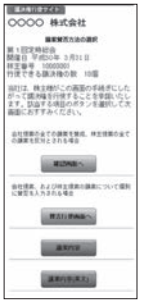

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

▶▶ 株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営課題の一つとし、将来の積極的な事業展開と経営環境の急激な変化に備えて経営基盤の強化を図るとともに、利益率の向上に取り組み、株主還元の一層の拡充を目指すこととし、ＤＯＥ（株主資本配当率）3.2％以上の配当を目指すことを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、以下の通りとさせていただきたいと存じます。

１　期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、１株につき125円とさせていただきたいと存じます。

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき　125円 配当総額　652,032,000円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年６月27日

２　その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその額	別途積立金　500,000,000円
減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金　500,000,000円

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名全員は任期満了となり、取締役原田和彦氏は取締役を退任されます。

つきましては、経営体制の強化のため、１名を増員し、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者の選任にあたりましては、透明性及び客観性を高めるため、指名諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会において決定しております。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当	取締役会出席回数
1	市原 伸一（いちはら しんいち）	再任	代表取締役社長	16回/16回（100%）
2	曳沼 宏之（ひきぬま ひろゆき）	再任	専務取締役 管工機材事業部・環境システム事業部統括	15回/16回（94%）
3	安野 進（やすの すすむ）	再任	取締役 管理本部長	16回/16回（100%）
4	松尾 伸二（まつお しんじ）	新任	執行役員 環境システム事業部長	－
5	伊藤 晴史（いとう はるふみ）	新任	執行役員 管工機材事業部長	－

(注) １．各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

２．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求等を提起された場合において、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって塡補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容の更新を予定しております。

候補者番号 1

市原 伸一（いちはら しんいち）　(1961年４月12日生)

再任



所有する当社株式数
15,500株
取締役在任年数
13年

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年４月	当社	入社
1998年４月	当社	システム事業本部東関東支店長
2007年４月	当社	システム事業本部東京支店長
2011年６月	当社	取締役システム事業本部東京支店長
2013年４月	当社	取締役システム事業本部東京支店長兼横浜・東関東地区担当
2014年４月	当社	取締役管理本部長
2015年４月	当社	取締役管理本部長兼ＯＡ情報部長
2015年６月	当社	常務取締役管理本部長兼ＯＡ情報部長
2017年４月	当社	常務取締役管理本部長
2017年６月	当社	代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由
市原伸一氏は、2011年から当社の取締役として、また、2017年からは当社の代表取締役社長として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

曳沼 宏之（ひきぬま ひろゆき）　(1961年１月24日生)

再任



所有する当社株式数
15,500株
取締役在任年数
13年

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年４月	当社	入社
2008年４月	当社	システム事業本部中部支店長
2011年６月	当社	取締役システム事業本部中部支店長
2013年４月	当社	取締役システム事業副本部長
2015年４月	当社	取締役システム事業本部長兼環境機器事業本部長
2016年６月	当社	常務取締役システム事業本部長兼環境機器事業本部長
2017年４月	当社	常務取締役管材事業本部・システム事業本部統括
2018年６月	当社	専務取締役管材事業本部・システム事業本部統括
2019年４月	当社	専務取締役管工機材事業部・環境システム事業部統括（現任）

取締役候補者とした理由
曳沼宏之氏は、当社の環境システム事業部門における豊富な経験と実績に加え、2011年から当社の取締役として経営に携わり、2017年からは管工機材事業部門を統括し、高い見識と能力を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

安野（やすの） 進（すすむ） (1966年10月16日生)

再任



所有する当社株式数
2,700株
取締役在任年数
4年

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年４月	株式会社北海道拓殖銀行　入行
1998年４月	当社　入社
2008年４月	当社　経理部長
2017年６月	当社　管理本部長兼経理部長
2018年７月	当社　執行役員管理本部長兼経理部長
2020年６月	当社　取締役管理本部長兼経理部長
2021年４月	当社　取締役管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由
安野進氏は、当社の経理部門における豊富な経験と実績に加え、2017年からは管理本部長として企業の管理業務全般に、2020年からは当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

松尾（まつお） 伸二（しんじ） (1964年6月3日生)

新任



所有する当社株式数
10,100株
取締役在任年数
－年

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年４月	当社　入社
2017年４月	当社　システム事業本部東北支店長
2021年４月	当社　環境システム事業部東京支店長
2023年４月	当社　執行役員環境システム副事業部長
2024年４月	当社　執行役員環境システム事業部長（現任）

取締役候補者とした理由
松尾伸二氏は、当社の環境システム事業部門における豊富な経験と実績に加え、2023年から当社の執行役員として重要な業務執行に携わり、高い見識と能力を有していることから、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

伊藤 晴史（いとう はるふみ）

(1964年4月28日生)

新任



所有する当社株式数
2,600株
取締役在任年数
－年

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年 4 月	当社	入社
2008年 4 月	当社	管材事業本部札幌支店長
2016年 4 月	当社	管材事業本部東京支店長
2019年 4 月	当社	管工機材事業部長
2023年 4 月	当社	執行役員管工機材事業部長（現任）

取締役候補者とした理由

伊藤晴史氏は、当社の管工機材事業部門における豊富な経験と実績に加え、2023年から当社の執行役員として重要な業務執行に携わり、高い見識と能力を有していることから、同氏を取締役候補者といたしました。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役３名全員は任期満了となり、監査等委員である取締役山田仁美氏は監査等委員である取締役を退任されます。

つきましては、指名諮問委員会の答申を踏まえて、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当	取締役会 監査等委員会 出席回数
1	藤藁 貴夫（ふじわら たかお）	再任 社外	取締役 常勤監査等委員	16回/16回（100%） 12回/12回（100%）
2	酒井 昌弘（さかい まさひろ）	再任 社外 独立役員	取締役 監査等委員	16回/16回（100%） 12回/12回（100%）
3	小池 徳子（こいけ のりこ） （櫻田　徳子）	新任 社外 独立役員	－	－

(注) 1．各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2．藤藁貴夫、酒井昌弘及び小池徳子の３氏は、社外取締役候補者であります。

3．藤藁貴夫及び酒井昌弘の両氏は、現在当社の社外取締役であります。また、両氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

4．当社は、藤藁貴夫及び酒井昌弘の両氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、小池徳子氏の選任が承認された場合、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

5．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求等を提起された場合において、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって塡補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容の更新を予定しております。

6．当社は、酒井昌弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。同氏は、当社の主要な借入先及び大株主である株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱ＵＦＪ銀行）の出身でありますが、同行を2000年３月に退職していることから、同氏の独立性に影響はないものと判断しております。また、小池徳子氏につきましても東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者番号 1

藤藁 貴夫（ふじわら たかお）　(1961年４月27日生)

再任　社外



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年４月　日本鋼管株式会社（現　ＪＦＥスチール株式会社）入社
2003年４月　日本鋼管継手株式会社（現　日本継手株式会社）入社
2017年４月　同社　取締役　商品開発本部長
2019年４月　丸昌工業株式会社　代表取締役社長
2022年４月　日本継手株式会社　常任顧問
2022年６月　当社　社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

所有する当社株式数
300株
社外取締役在任年数
2年

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤藁貴夫氏は、当社の関係会社である日本継手株式会社にて培った経験と実績、同社子会社の代表取締役社長として経営に携わった幅広い知識と見識、技術士（衛生工学・総合技術管理）としての高度な専門知識を有しており、取締役の職務執行に対する監督や助言等を期待できるものと判断したため、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

酒井 昌弘（さかい まさひろ）　(1968年９月18日生)

再任　社外　独立役員



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1992年４月　株式会社三菱銀行（現　株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
2000年４月　八州総合興産株式会社　入社
2008年11月　同社　代表取締役（現任）
2009年８月　株式会社セブンシーズインベストメント　代表取締役（現任）
2016年12月　弁護士登録
2017年２月　鍛治・酒井法律事務所　開設　同事務所共同代表（現任）
2022年６月　当社　社外取締役（監査等委員）（現任）

所有する当社株式数
－株
社外取締役在任年数
２年

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

酒井昌弘氏は、弁護士として法律に関する専門知識を有し、独立した立場から取締役会の意思決定と監督機能を強化することが期待でき、経営者として豊富な見識をもとに当社の経営全般に助言いただけるものと判断したことから、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、同氏は、東京証券取引所及び当社の規定する独立役員の要件を満たしており、同氏の再任が承認された場合、引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

候補者番号 3

小池 徳子（こいけ のりこ）

(戸籍上の氏名：櫻田 徳子)
(1962年９月17日生)

新任 社外 独立役員



所有する当社株式数
－株
社外取締役在任年数
－年

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年３月	株式会社サンリオ　入社
1989年10月	青山監査法人（現　ＰｗＣ Ｊａｐａｎ有限責任監査法人）入所
1993年４月	公認会計士登録
1994年９月	山田＆パートナーズ会計事務所（現　税理士法人山田＆パートナーズ）入所
1997年１月	公認会計士小池事務所　開設　同事務所代表（現任）
2015年６月	株式会社東日本銀行　社外監査役
2020年６月	株式会社マツモトキヨシホールディングス（現　株式会社マツキヨココカラ＆カンパニー）　社外監査役（現任）
2020年９月	一般社団法人日本バレーボールリーグ機構(現　一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ)　理事（現任）
2023年３月	ヒューリック株式会社　社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小池徳子氏は、公認会計士として企業の会計監査に従事され、財務及び会計に関する高度な知識と幅広い経験を当社の監査体制に反映していただくことが期待できるものと判断したことから、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏は、東京証券取引所及び当社の規定する独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

〈ご参考〉社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しない場合に、独立性を有しているものと判断します。

1．当社を主要な取引先とする者（注１）又はその業務執行者（注２）
2．当社の主要な取引先（注３）又はその業務執行者
3．当社から役員報酬以外に多額（注４）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4．当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者）
5．社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
6．当社から多額の寄付を受けている者又はその業務執行者
7．過去に、上記１から４に該当していた者
8．次の(1)から(4)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く（注５））の近親者（注６）
　(1) 上記１から６に掲げる者
　(2) 当社の子会社の業務執行者
　(3) 当社の子会社の業務執行者でない役員
　(4) 過去に、上記(1)から(3)又は当社の業務執行者に該当していた者

（注１）当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の２％以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
（注２）業務執行者とは、業務執行役員、執行役又は支配人、その他の使用人をいう。
（注３）当社の主要な取引先とは、過去３事業年度の平均で、当社の年間連結売上高の２％以上の支払いを当社に行っている者、過去３事業年度の平均で、当社の連結総資産の２％以上の額を当社に融資している者をいう。
（注４）多額とは、過去３事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高若しくは総収入の２％を超えることをいう。
（注５）重要でない者とは、役員及び部長職以上の管理職にある者以外をいう。
（注６）近親者とは、配偶者及び二親等以内の親族をいう。

〈ご参考〉第２・３号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

氏　名	当社における地位及び担当	性別	指名諮問委員会	報酬諮問委員会	取締役が有する専門性・経験							
					経営	財務会計	リスクコンプライアンス	法務人事労務	営業マーケティング	技術	ＩＴデジタル	環境社会
市原 伸一（いちはら しんいち）	代表取締役社長	男性	●	●	●		●	●				●
曳沼 宏之（ひきぬま ひろゆき）	専務取締役 管工機材事業部・環境システム事業部統括	男性	●				●		●	●		●
安野 進（やすの すすむ）	取締役 管理本部長	男性		●		●		●			●	
松尾 伸二（まつお しんじ）	取締役 環境システム事業部長	男性							●	●	●	
伊藤 晴史（いとう はるふみ）	取締役 管工機材事業部長	男性					●		●		●	
藤黛 貴夫（ふじわら たかお） 社外	取締役 常勤監査等委員	男性	● (委員長)	● (委員長)	●		●			●		
酒井 昌弘（さかい まさひろ） 社外 独立役員	取締役 監査等委員	男性	●		●		●	●				
小池 徳子（こいけ のりこ） 社外 独立役員	取締役 監査等委員	女性		●		●	●					●

(注) 上記一覧表は、各氏が有するすべての専門性と経験を表すものではなく、各氏の経験等を踏まえて特に専門性を発揮することが期待される分野を記載しております。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、指名諮問委員会の答申を踏まえて、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

鮫川 誠司（さめかわ せいじ）　(1976年６月24日生)

社 外　独立役員



所有する当社株式数
－株

略歴及び重要な兼職の状況

2001年４月　三菱信託銀行株式会社（現　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）　入社
2008年５月　司法書士登録
2017年１月　弁護士登録
2017年１月　神谷町セントラル法律事務所　入所（現任）
2017年７月　国際医療福祉大学総合教育センター准教授兼法務部副部長

補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鮫川誠司氏は、弁護士として法律に関する専門知識を有し、独立した立場から取締役会の意思決定と監督機能を強化することが期待できるものと判断したため、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

(注) １．候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
２．鮫川誠司氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
３．鮫川誠司氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求等を提起された場合において、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって塡補することとしております。鮫川誠司氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容の更新を予定しております。
５．鮫川誠司氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。同氏は、当社の株主である三菱信託銀行株式会社（現 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）の出身でありますが、同社を2002年３月に退職していることから、同氏の独立性に影響はないものと判断しております。

第５号議案　役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名に対し、当事業年度の業績等を勘案し、総額40,000千円の役員賞与を支給させていただきたいと存じます。

本議案は、会社業績や各取締役の担当部門の実績等を総合的に勘案しつつ、報酬諮問委員会の答申を踏まえて取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

また、監査等委員会は、取締役の役員賞与に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、相当であると判断しております。

なお、各取締役に対する金額につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第６号議案　当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）継続の件

当社は、2024年５月13日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号柱書に規定されるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）として、以下の当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本プランは、上記取締役会決議に基づいて導入いたしましたが、その有効期間を2024年６月26日開催の当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとし、本定時株主総会において本プランの継続の可否をお諮りすることといたしております。

つきましては、本プランの趣旨にご賛同いただき、下記「Ⅲ　本プラン（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）の内容」記載の本プランの継続につきご承認いただきたく存じます。本議案につき本定時株主総会に出席した株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本定時株主総会の終結の時をもって本プランは廃止されるものとします。

なお、本プランの導入及び継続につきましては、当社取締役会において、監査等委員である取締役（いずれも社外取締役）３名を含む当社取締役全員の賛成により承認されております。

記

Ⅰ　会社の支配に関する基本方針

（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合に、当該買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも存在します。

このような中、当該大規模買付行為等が、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を株主の皆様に適切にご判断いただくためには、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供が必要不可欠です。そし

て、その判断を適確に行うためには、大規模買付者からの情報にとどまらず、大規模買付者の提案内容等を当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に提供することが必要であることもいうまでもありません。

そこで、当社は、本プランにおいて、①大規模買付者に株主の皆様がその是非を判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、②当社取締役会として、当該大規模買付者の提案内容が当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益にどのような影響を及ぼすか、また、大規模買付者の提案内容に対する経営方針等の当社取締役会としての代替案を提供するとともに、必要に応じて、大規模買付者と当社の経営方針等に関して交渉又は協議を行うこととし、③これらを踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為等の是非を判断するために必要な時間を確保することを目的として、以下の手続を定め、大規模買付行為等があった際には、適切な措置を講じることとします。

そして、前述のとおり、当社は、大規模買付行為等に応じるか否かの判断は、最終的には株主の総体的意思に基づき行われるべきものと考えております。そのため、当社取締役会としましては、本プランに定める手続を経て、株主の皆様が、大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報が事前に十分提供された上で、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものとして当該大規模買付行為等の実行に同意される場合には、これを否定するものではありません。

当社は、株主の皆様の総体的意思を尊重するべく、当社が本プランに基づく対抗措置を発動するに当たっては、原則として、大規模買付行為等に応じるか否かに係る当社の株主の皆様による意思表明の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。その結果、株主の皆様が大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合、すなわち、当社が大規模買付行為等に対する対抗措置を講じることに係る議案について、株主意思確認総会の普通決議によって承認可決されなかった場合、当社取締役会といたしましては、当該大規模買付行為等が、本プランに沿って開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを阻止するための行為を行いません。

したがいまして、本プランに基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、(a)対抗措置の発動につき株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者（下記Ⅲで定義されます。）が大規模買付行為等を撤回しない場合、又は、(b)大規模買付者が下記Ⅲに記載した手続を遵守しない場合であって、大規模買付行為等が行われる前に株主意思確認総会を開催することが不可能であるか又は困難であると判断されるときにのみ、独立委員会（詳細については、下記Ⅲ.2「独立委員会の設置」をご参照ください。）による勧告を最大限尊重して発動されます。

Ⅱ　基本方針の実現に資する特別な取組み

1　当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

(1) 当社の経営の基本方針

当社グループは、建築物の自動制御システムの設計・施工・メンテナンス（保守）並びに建設設備関連の管工機材及び環境関連機器の販売を通じて建物環境の快適性、利便性を図り、社会に貢献することを基本理念とし、次の３つの経営理念を掲げております。

①信頼～未来を支える共感～

取引先、従業員、地域社会などあらゆる関係先との誠実なコミュニケーションを通じて、ステークホルダーとの信頼関係を築きます。

「信頼」は、私たちの事業の基盤であり、未来を支える共感の源泉です。

②進取～革新的な未来への挑戦～

新たなアイデアや革新的なアプローチを常に追求します。高い技術力と優れたサービスを提供することで、お客様の課題を解決し、価値を創造します。

「進取」は、私たちの事業の原動力であり、革新的な未来への挑戦の姿勢です。

③創意～個々の成長と社会の豊かさの提供～

従業員の新たな創造力を発揮させることで、会社の成長を実現します。また、会社の成果を社会に還元することで、ゆとりある生活の実現に貢献します。

「創意」は、私たちの事業の目的であり、個々の成長と社会の豊かさの提供の手段です。

この経営理念のもとに、「株主」、「取引先」、「従業員」等あらゆるステークホルダーの期待に応えるべく最善の経営努力を続けております。

そのために、当社は、顧客が要求する製品の品質を確実に実現するため、引き続き技術力の向上と販売体制の継続的改善を図ることで社会に貢献していく所存であります。

(2) 中長期的な当社の経営戦略

当社グループでは、2022年度から2024年度にわたる第３次中期経営計画を策定しており、2024年度が創業90年の節目の年となることから、創業90年を迎えるための基盤とすべく、第２次中期経営計画の成果と課題を踏まえ、次の３つの項目を基本方針とし、ＳＤＧｓへの取り組みを含めて、持続的成長とより一層の企業価値の向上に取り組んでまいります。

①経営基盤の充実

②事業基盤の成長

③エンゲージメントの向上

また、セグメントごとの中期経営戦略は、以下のとおりであります。

環境システム事業

①放射空調システムの事業協業展開

②ソリューション事業の強化・発展

③地域連携プロジェクト体制の構築

管工機材事業

①管工機材の新規ビジネスへの展開

②環境配慮型商品の拡販

2　コーポレート・ガバナンスに関する取組み

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、ステークホルダーの期待に応えるべく、企業収益の拡大と事業基盤の強化を図るとともに、経営の透明性を高め、企業倫理の徹底を果たすことが企業価値の向上につながると考えており、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(2) 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置した監査等委員会設置会社の体制を採用しております。また、取締役の指名・報酬等に関する手続において、透明性・客観性を強化することにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることを目的に取締役会の任意の諮問機関として、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しております。

取締役会は、株主に対する受託者責任を認識した上で、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現により、十分な監督機能を発揮するとともに、経営の公正性・透明性を確保し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを責務としています。取締役会では、法定事項のほか、特に重要な業務執行に関する事項について取締役会規則に基づき決議しております。

経営会議は、職務執行の決定が適切かつ機動的に行われるよう、常勤の取締役、執行役員及び事業部長で構成されています。経営会議では、取締役会での決議事項以外の重要な職務の執行に関して審議及び決定を行っております。

監査等委員会は、期待される重要な役割・責務や監査等委員会にのみ付与された権限を十分認識し、独立した客観的な立場で企業価値の向上に資するよう、内部統制システムを利用した組織的監査を行うとともに、独立的・客観的立場から業務執行の監査・監督を行っております。

また、監査等委員である取締役は、取締役会には監査等委員である取締役全員が、経営会議には常勤の監

査等委員である取締役が出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況の監査を行っております。

指名諮問委員会は、代表取締役及び役付取締役候補者の選定、取締役候補者の選任について、取締役会の諮問に基づき答申を行っております。

報酬諮問委員会は、取締役の個別報酬、役員賞与額及び業績連動株式報酬の付与ポイント数に関して取締役会の諮問に基づき答申を行っております。

倫理委員会は、経営会議の直属機関として、役職員の日常行動が法令・諸規則・企業倫理等の社会的規範を遵守し、適切に行われていることを検証しております。

(3) その他

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書をご参照ください。

Ⅲ　本プラン（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）の内容

1　本プランの目的及び概要

本プランは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、上記Ⅰ「会社の支配に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断については、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そのため、当社は、当社株式の大規模買付行為等に関するルールとして本プランを設定し、大規模買付行為等に先立ち、大規模買付者に対して大規模買付行為等に関する必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会として大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付者との交渉や株主の皆様への代替案の提示等を行なうための期間を確保することといたします。そして、大規模買付行為等を受け入れるか、もしくは大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様の総体的な意思を確認するため、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するに当たっては、原則として、株主意思確認総会を開催することとします。

なお、2024年３月末日現在における当社の大株主の状況は、別紙１「当社大株主の状況」のとおりであり、現時点において、当社の株主を含む特定の第三者から当社株式の大規模買付行為等を行う旨の通告又は提案等を受けている事実はありません。

また、別紙１「当社大株主の状況」のとおり、当社の筆頭株主である株式会社日本カストディ銀行（りそな銀行再信託分・日本継手株式会社退職給付信託口）が20％以上の当社株式を保有していますが、 当社と日本継手株式会社は友好的な関係にあり、財務及び事業の方針に関しては相互に独立した意思決定を行っております。

2　独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙２をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家等）のいずれかに該当する者の中から選任します。本プラン導入時に就任した独立委員会委員の氏名・略歴は別紙３に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益

の向上の観点から大規模買付行為等について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動すべき状態にあるか否か等についての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動等について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができるものとします。

3　対象となる大規模買付行為等

本プランにおいて、「大規模買付行為等」とは、

① 特定株主グループ[1]の議決権割合[2]を20%以上とすることを目的とする当社株券等[3]の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、

② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、
又は

③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係[4]を樹立するあらゆる行為[5]（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

を意味し（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）、「大規模買付者」とは、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

4　対抗措置の発動に至るまでの手続

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により、日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただくとともに、大規模買付者が会社その他の法

人である場合には、その定款、履歴事項全部証明書（又はそれらに相当するもの）並びに直近５事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

① 大規模買付者の概要

イ）氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ）大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じとします。）及び監査役（又はそれに相当する役職。以下同じとします。）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴

ハ）大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容

ニ）大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び実質支配株主（出資者）の概要

ホ）国内連絡先

ヘ）大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠

ト）主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

② 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

③ 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等[6]その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

当社は、大規模買付者から意向表明書が提出された事実については速やかに開示し、当社取締役会に提出された意向表明書については、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

(2) 必要情報の提供要請

当社取締役会は、当社が大規模買付者から意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為等に関する情報（以下「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は別紙４のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為等の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形

成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社取締役会は、本プランに定められた手続の迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限（最初に必要情報リストを交付した日から起算して60日間を上限とします。以下「情報提供期間」といいます。）を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、情報提供期間を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為等を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、情報提供期間内で、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求める（かかる判断にあたっては独立委員会の判断を最大限尊重します。）ことがあります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

(3) 取締役会評価検討期間

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価等の難易度に応じ、必要情報の提供を完了した後又は情報提供期間満了日のいずれか早い日の翌日後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、その他の大規模買付行為等の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価検討期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価検討期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

取締役会評価検討期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立委員会とは別の独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付行為等は、取締役会評価検討期間の経過後（但し、株主意思確認総会を開催する場合、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には株主意思確認総会の終結後とし、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には株主意思確認総会の終結後速やかに開催される当社取締役会終結後）にのみ開始することができるものとします。

(4) 大規模買付行為等が実施された場合の対応

① 大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する場合

大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供された必要情報その他一切の事情を勘案の上、独立委員会の意見を最大限尊重し、大規模買付行為等の評価、検討、交渉、意見形成、代替案の立案等を行います。その上で、当社取締役会として、大規模買付行為等がなされることに反対であり、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと合理的な根拠をもって判断した場合には、取締役会評価検討期間内に株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主総会を開催します。

なお、以下の(i)から(x)のいずれかに該当すると合理的な根拠をもって判断できる場合には、当社取締役会は、原則として当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断するものとします。もっとも、かかる判断は、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと合理的な根拠をもって判断できる場合に限って行うものであり、以下の(i)から(x)のいずれかに形式的に該当することのみをもって行うものではありません。

(i) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買付けを行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）

(ii) 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買付けを行っている場合

(iii) 会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買付けを行っている場合

(iv) 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で株式の買付けを行っている場合

(v) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

(vi) 大規模買付行為等の結果、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係が悪化すること等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(vii) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較に

おいて、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後するため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合

(viii) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものであると判断される場合

(ix) 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の本源的な価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

(x) その他(i)から(ix)までに準じる場合で、当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項、独立委員会の勧告又は意見等を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくことになります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。株主意思確認総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、その決議に従うものとします。具体的には、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない限り、その終結後、速やかに、当社取締役会において対抗措置を発動するために必要となる決議を行います。株主意思確認総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

② 大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守しない場合

大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守しない場合であっても、原則として、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保又は向上のために、速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。株主意思確認総会の開催と、議案の成否に伴う以後の対応等に関しては、上記①と同様です。

但し、大規模買付者が株主意思確認総会を開催するために必要な期間の確保に協力しないことその他の理由により、大規模買付行為等が行われる前に株主意思確認総会を開催することが不可能であるか又は困難であると判断されるときは、その具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、原則として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を講じることにより大規模買付行為等に対抗することといたします。

なお、本プランに定めた手続を遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって本プランに定めた手続を遵守しないと認定することはしないものとします。

また、当社取締役会は、大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守したか否かの判断、大規模買付行為等が行われる前に株主意思確認総会を開催することが不可能であるか又は困難であるか否かの判断、及び大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守しなかったものとして対抗措置を発動すべきか否かの判断に際し、独立委員会の意見又は勧告を最大限尊重するものとします。

5　対抗措置の概要

当社取締役会は、上記４の手続に従い、対抗措置を発動する場合、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動に関する会社法上の機関としての決定を行います。

この場合、当社取締役会は具体的対抗措置として、差別的行使条件の付された新株予約権の無償割当てを行いますが、その概要は原則として別紙５に記載のとおりです。実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けます。

6　株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プラン導入時に本プランが株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の無償割当ては実施されません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接的具体的な影響を与えることはありません。

(2) 新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）を講じる場合であっても、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（別紙５「新株予約権無償割当ての概要」５．に定める非適格者を除きます。次号(3)においても同じです。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

一方、別紙５「新株予約権無償割当ての概要」５．に定める非適格者に該当する株主については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性がありま

す。

当社取締役会が具体的な対抗措置を講じること又は講じないことを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って、適時・適切に開示を行います。

なお、当社は、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された後（新株予約権の無償割当ての効力発生後を含みます。）においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に必要となる手続

対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

7　本プランの合理性を高める仕組み

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記Ⅰの会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、高い合理性を有していると考えております。

(1) 買収への対応方針に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省に設置された公正な買収の在り方に関する研究会が2023年８月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める３つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）、及び株式会社東京証券取引所が2015年６月１日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則１－５いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっており、これらの指針等に定められる要件は、本プランにおいても充足されています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記１「本プランの目的及び概要」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等に際し、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を直接的に反映するものであること（取締役の恣意的判断の排除）

本プランは、当社取締役会の決議により導入いたしましたものの、導入後、間もなく開催される本定時株主総会において本プランの更新に係る議案が承認可決された場合にのみ継続されることとしており、本プランの導入について、株主の皆様のご意思が直接的に反映される設計としております。

また、大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する場合、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場面を、株主意思確認総会において対抗措置発動の決議がされた場合に限定しております。また、大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守しない場合であっても、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場面を、原則として、株主意思確認総会において対抗措置発動の決議がされた場合に限定しております。

したがって、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆様のご意思が直接的に反映される設計としております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視（取締役の恣意的判断の排除）

上記４(4)「大規模買付行為等が実施された場合の対応」に記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、取締役の保身のために本プランが濫用されることを防止するため、対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を受け、当該勧告を最大限尊重することとしており、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

(5) デッドハンド型及びスローハンド型の対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがいまして、本プランは、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。

また、当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の任期は１年であり、監査等委員である取締役の任期は２年でありますが、取締役会の構成員の交替を一度に行うことについて制限はなされておらず、スローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止す

るのに時間を要する対応方針）ではございません。なお、当社では、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

8　本プランの廃止の手続及び有効期間

本プランの有効期限は2027年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までといたします。 加えて、本プランは、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、独立委員会の賛同を得た上で、取締役会決議により、本プランの変更を行うことがあります。当社取締役会において、本プランについて変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

---

[1]特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）、

(iii) 上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を合わせたグループをいいます。）並びに

(iv) 上記(i)乃至本(iv)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-１）により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。

[2]議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定す

るものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

[3]株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等又は同法第27条の２第１項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

[4]「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

[5]本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

[6]金融商品取引法第27条の26第１項、金融商品取引法施行令第14条第８の２第１項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。以下同じとします。

以　上

別紙１

当社大株主の状況

2024年３月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社日本カストディ銀行（りそな銀行再信託分・日本継手株式会社退職給付信託口）	1,046	20.05
光通信株式会社	398	7.64
株式会社ＵＨ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ　２	390	7.48
オーテック従業員持株会	316	6.06
オーテック共栄会	268	5.13
アズビル株式会社	250	4.79
株式会社ＵＨ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ　３	193	3.70
株式会社FMバルブ製作所	142	2.72
株式会社みずほ銀行	135	2.58
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	120	2.30
株式会社大和バルブ	120	2.30

(注) １．当社は自己株式を483千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．当社は取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」及び従業員に対して自社の株式を交付する「株式付与ＥＳＯＰ信託」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が当社株式27千株を、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口・76,717口）が当社株式51千株を保有しております。なお、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口・76,717口）が保有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

３．持株比率は自己株式を控除して計算し、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

４．株式会社日本カストディ銀行（りそな銀行再信託分・日本継手株式会社退職給付信託口）は、日本継手株式会社が所有する持株数1,046千株を株式会社りそな銀行へ委託した信託財産であります。信託契約上、議決権の行使については、日本継手株式会社が指図権を留保しております。

以　上

別紙２

独立委員会規程の概要

・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。

・独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家等）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。

・独立委員会は、大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否かの判断、大規模買付行為等が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。

・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができるものとする。

・独立委員会の決議は、全会一致をもってこれを行う。

以　上

別紙３

独立委員会の委員の略歴

独立委員会の委員及びその略歴は、以下のとおりであります。

山田　仁美（やまだ　ひとみ）　1962年１月19日生まれ

（略歴）

1984年４月	ＴＤＫ株式会社　入社
1990年10月	青山監査法人（現　ＰｗＣ　Ｊａｐａｎ有限責任監査法人）入所
1994年８月	公認会計士登録
2007年７月	山田仁美公認会計士事務所　開設　同事務所代表（現任）
2015年７月	監査法人双研社（現　ふじみ監査法人）入所
2020年６月	当社取締役（監査等委員）（現任）
2020年７月	株式会社会計工房　入社
2022年６月	株式会社オーハシテクニカ　社外取締役（監査等委員）（現任）
2023年６月	株式会社東日本銀行　社外監査役（現任）

酒井　昌弘（さかい　まさひろ）　1968年９月18日生まれ

（略歴）

1992年４月	株式会社三菱銀行（現　株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
2000年４月	八州総合興産株式会社　入社
2008年11月	同社　代表取締役（現任）
2009年８月	株式会社セブンシーズインベストメント　代表取締役（現任）
2016年12月	弁護士登録
2017年２月	鍛治・酒井法律事務所　開設　同事務所共同代表（現任）
2022年６月	当社取締役（監査等委員）（現任）

小池　徳子（こいけ　のりこ　戸籍上の氏名：櫻田　徳子）　1962年９月17日生まれ

（略歴）

1985年３月	株式会社サンリオ　入社
1989年10月	青山監査法人（現　ＰｗＣ　Ｊａｐａｎ有限責任監査法人）入所
1993年４月	公認会計士登録
1994年９月	山田＆パートナーズ会計事務所（現　税理士法人山田＆パートナーズ）入所
1997年１月	公認会計士小池事務所　開設　同事務所代表（現任）
2015年６月	株式会社東日本銀行　社外監査役
2020年６月	株式会社マツモトキヨシホールディングス（現　株式会社マツキヨココカラ＆カンパニー）　社外監査役（現任）
2020年９月	一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（現　一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ）　理事（現任）
2023年３月	ヒューリック株式会社　社外監査役（現任）

上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

取締役山田仁美及び酒井昌弘の両氏は監査等委員である社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、小池徳子氏につきましても東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

本議案、第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」及び第４号議案「補欠の監査等委員である取締役１名選任の件」がいずれも原案どおり承認可決されますと、上記独立委員会の委員のうち山田仁美氏は、本定時総会終結の時をもって退任し、本定時総会終了後の取締役会において、鮫川誠司氏が後任の委員として選任される予定であります。鮫川誠司氏の略歴は以下のとおりであります。

鮫川　誠司（さめかわ　せいじ）　1976年６月24日生まれ

（略歴）

2001年４月	三菱信託銀行株式会社（現　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）　入社
2008年５月	司法書士登録
2017年１月	弁護士登録
2017年１月	神谷町セントラル法律事務所　入所（現任）
2017年７月	国際医療福祉大学総合教育センター准教授兼法務部副部長

以　上

別紙４

大規模買付者に提供を求める情報

1．大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか又は間接であるかを問いません。以下同じ）、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンドの場合は各組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、出資割合、事業内容、財務内容及び過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、並びに役員の氏名、過去10年間の経歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます。）

2．大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況

3．大規模買付行為等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付け等を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、並びに大規模買付行為等の後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

4．大規模買付行為等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

5．大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法並びに、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、関連する取引の具体的内容を含みます。）

6．大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無及び意思連絡がある場合はその具体的内容及び当該第三者の概要

7．大規模買付者及びそのグループによる、当社の株券等の保有状況、当社の株券等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社の株券等の貸株、借株及び空売り等の状況

8．大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

9．大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容

10. 大規模買付行為等の完了後に企図されている当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為等の後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）

11. 大規模買付行為等の後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び当社施設等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

12. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

13. 大規模買付行為等に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外国為替及び外国貿易法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

14. 大規模買付行為等の後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性

15. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

以　上

別紙５

新株予約権無償割当ての概要

１．新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式

２．新株予約権の目的となる株式の数
新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、取締役会が別途定める数とします。

３．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は１円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

４．新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間は、取締役会が別途定める一定の期間とします。

５．新株予約権の行使の条件
(a) 非適格者が保有する新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができません。
「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
(i) 大規模買付者
(ii) 大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第５項及び第６項）
(iii) 大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の２第７項）
(iv) 取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
(x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく新株予約権を譲り受け又は承継した者
(y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。
(b) 新株予約権者は、当社に対し、上記５(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記５(a)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等によ

り必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

(c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。

(d) 上記５(c)の条件の充足の確認は、上記５(b)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとします。

６．取得条項

(a) 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の新株予約権で、上記５(a)及び(b)の規定に従い行使可能な（即ち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（上記５(c)に該当する者が保有する新株予約権を含みます。下記６(b)において「行使適格新株予約権」といいます。）について、取得に係る新株予約権の数に、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を対価として取得することができます。

(b) 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の新株予約権で行使適格新株予約権以外のものについて、取得に係る新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件その他取締役会が定める内容のものとします。以下、当該新株予約権を「第２新株予約権」といいます。）を対価として取得することができます。

（行使条件）

非適格者は、次に定める場合その他取締役会が定める場合を除き、第２新株予約権を行使することができません。

(x) 大規模買付者が株主意思確認総会決議後に大規模買付行為等を中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを誓約するとともに、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合であって、かつ、

(y) 当該処分を行った後における大規模買付者の株券等保有割合（但し、本(y)において、株券等保有割合の計算に当たっては大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第２新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当社取締役会が認めた割合が20％を下回っている場合は、当該処分を行った大規模買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する数の株式を目的とする第２新株予約権につき、当該20％を下回る割合の範囲内でのみ行使すること

ができます。

(c) 当社は、新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとします。

7．譲渡承認

譲渡による新株予約権の取得には、取締役会の承認を要します。

8．資本金及び準備金に関する事項

新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

9．端数

新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

10. 新株予約権証券の発行

新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

11. 株主に割り当てる新株予約権の数

当社普通株式（当社の有する普通株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で割り当てることとします。

12. 新株予約権の無償割当ての対象となる株主

取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主（当社を除く。）に対し、新株予約権を割り当てます。

13. 新株予約権の総数

取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社が有する普通株式の数を除く。）と同数とします。

14. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会が別途定める基準日以降の日で取締役会が別途定める日とします。

以　上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善の下で、緩やかな回復傾向が続きました。一方で、物価上昇や世界的な金融引き締めに伴う海外景気の下振れが、景気を下押しするリスクもあり、先行きについては依然不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの事業に関連する建設業界は、公共建設投資については、防災・国土強靭化等を背景に底堅く推移しており、民間建設投資については、企業収益等を背景に持ち直しの傾向が続くなど、良好な受注環境が続きました。

このような経済環境下にありまして、当社グループは、第75期から第77期（2023年３月期から2025年３月期）にわたる第３次中期経営計画の経営数値目標を達成するため、「経営基盤の充実」「事業基盤の成長」「エンゲージメントの向上」を基本戦略とし、実行に努めてまいりました。

環境システム事業につきましては、都市再開発プロジェクトや工場設備投資の維持更新に関する工事を獲得するとともに、建物のCO_2排出量低減に配慮した省エネルギー提案とメンテナンスの提供に努めてまいりました。

管工機材事業につきましては、商品販売サイト『O/tegaru（おてがる）』を利用促進した卸販売の伸長、施工を伴う衛生設備機器の販売に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は293億74百万円（前連結会計年度比12.4%増）となりました。また、利益につきましては、取引先の破産手続開始決定により貸倒引当金繰入額を計上したことから、営業利益は20億26百万円（同3.7%増）、経常利益は21億73百万円（同6.7%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は13億86百万円（同11.3%増）となりました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
29,374 百万円 前連結会計年度比12.4%増	2,026 百万円 前連結会計年度比3.7%増	2,173 百万円 前連結会計年度比6.7%増	1,386 百万円 前連結会計年度比11.3%増

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

売上高（単位：百万円）

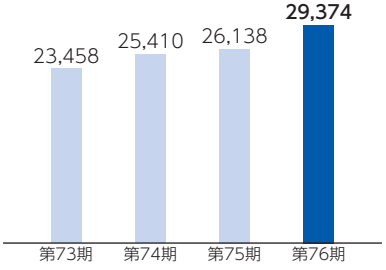

営業利益 **経常利益**（単位：百万円）

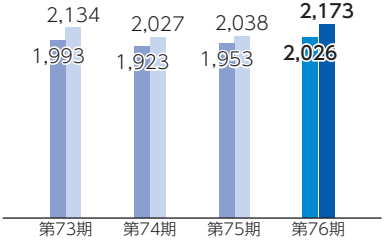

親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）

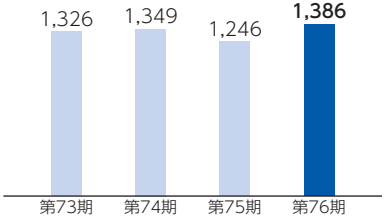

1株当たり当期純利益（単位：円）

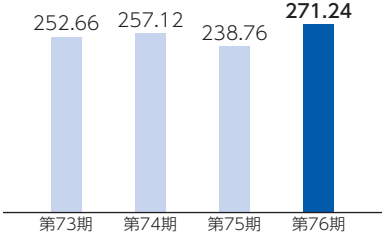

総資産 **純資産**（単位：百万円）

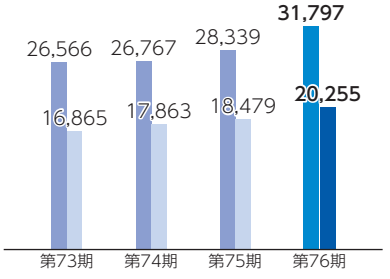

1株当たり純資産額（単位：円）

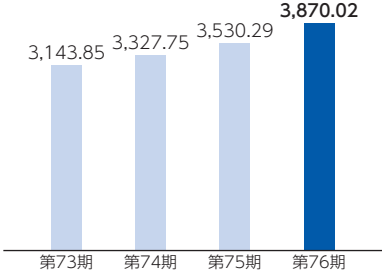

（単位：百万円）

区　分	第73期 (2021年3月期)	第74期 (2022年3月期)	第75期 (2023年3月期)	第76期 (2024年3月期) (当連結会計年度)
売上高	23,458	25,410	26,138	29,374
営業利益	1,993	1,923	1,953	2,026
経常利益	2,134	2,027	2,038	2,173
親会社株主に帰属する当期純利益	1,326	1,349	1,246	1,386
1株当たり当期純利益	252円66銭	257円12銭	238円76銭	271円24銭
総資産	26,566	26,767	28,339	31,797
純資産	16,865	17,863	18,479	20,255
1株当たり純資産額	3,143円85銭	3,327円75銭	3,530円29銭	3,870円02銭

(注) 1．1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
2．1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式数控除後の期末発行済株式数に基づき、それぞれ算出しております。なお、自己株式には、「株式給付信託（ＢＢＴ）」及び「株式付与ＥＳＯＰ信託」導入において設定した、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）並びに日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口・76717口）保有の当社株式を含めております。
3．第74期（2022年3月期）の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を適用しており、第74期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

環境システム事業



当事業は、建物の頭脳と神経系統をつかさどる自動制御システムの設計・施工・メンテナンス及び環境関連機器の販売を行っております。建物の住環境の快適性を確保するとともに、運用管理の省力化・省エネルギー化に貢献しております。

▶第76期の業績

環境システム事業につきましては、都市再開発プロジェクトや工場設備投資の維持更新に関する工事を獲得するとともに、建物のCO_2排出量低減に配慮した省エネルギー提案とメンテナンスの提供に努めてまいりました。この結果、新設工事の完成工事高が増加したことから、売上高は165億95百万円（前連結会計年度比13.4%増）となりました。

売上高構成比

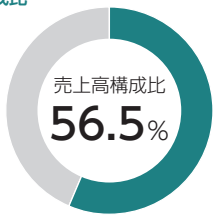

売上高（単位：百万円）

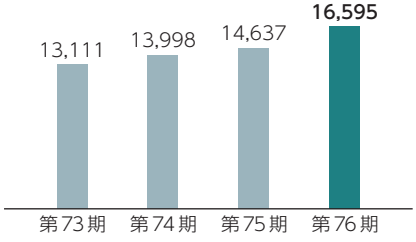

管工機材事業



当事業は、建物のライフラインを担う衛生陶器・住設機器・産業機器並びに各種の継手・バルブ・鋼管など管工機材を設備工事会社や二次卸売会社に販売しております。オフィスビル、工場、住宅など様々な建物に関わる商品を提供しております。

▶第76期の業績

管工機材事業につきましては、商品販売サイト『O/tegaru（おてがる）』を利用促進した卸販売の伸長、施工を伴う衛生設備機器の販売に努めてまいりました。この結果、売上高は127億78百万円（前連結会計年度比11.1%増）となりました。

売上高構成比

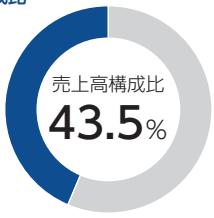

売上高（単位：百万円）

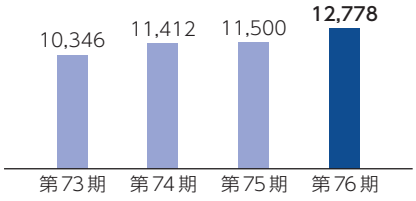

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における主要設備の新設、除却等はありません。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株式発行、社債発行及び重要な長期借入れによる資金調達はありません。

(5) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況（2024年３月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社道東オーテック	27百万円	54.0%	自動制御計装工事及び管工機材・機器類の販売
株式会社オーテック環境	26百万円	100.0%	産業機械の販売及び計測機器の製造・販売
株式会社インターセントラル	153百万円	100.0%	放射冷暖房システムの設計施工及び各種電気暖房機器の製造販売

② その他

その他の関係会社の状況

会社名	資本金	議決権被所有比率
日本継手株式会社	99百万円	20.0%

(注) 日本継手株式会社は、所有している当社の株式1,046千株を株式会社りそな銀行に退職給付信託として拠出しており、株式会社りそな銀行は、株式会社日本カストディ銀行に再信託しております。信託契約上、議決権の行使については、日本継手株式会社が指図権を留保しております。

(6) 対処すべき課題

今後の経済の見通しにつきましては、引き続き緩やかな回復基調で推移することが期待される一方、海外景気の下振れによるリスクや物価上昇、金融資本市場の変動等による影響が懸念され、不透明な状況は続くものと見込まれます。

当社グループの事業に関連する建設業界では、大型再開発案件の継続と製造業の省力化に向けた設備投資需要の増加が期待されるものの、建設業就業者数の減少や建設資材価格の高騰が深刻化しており、厳しい経営環境は続くものと思われます。

このような状況のもとで、当社グループは、第75期から第77期（2023年３月期から2025年３月期）にわたる第３次中期経営計画を達成するため、以下の施策を実施することにより経営数値目標の達成に努めてまいります。

環境システム事業におきましては、都市再開発プロジェクトや工場設備投資の獲得、建物のCO_2排出量削減に貢献する省エネルギー提案とメンテナンスの提供に努めてまいります。

管工機材事業におきましては、商品販売サイト『O/tegaru（おてがる）』の機能充実による卸販売の拡大と、効率配送による物流コストの低減に努めてまいります。

なお、公表しております第３次中期経営計画と実績値の推移については以下のグラフのとおりです。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

第３次中期経営計画と実績値推移

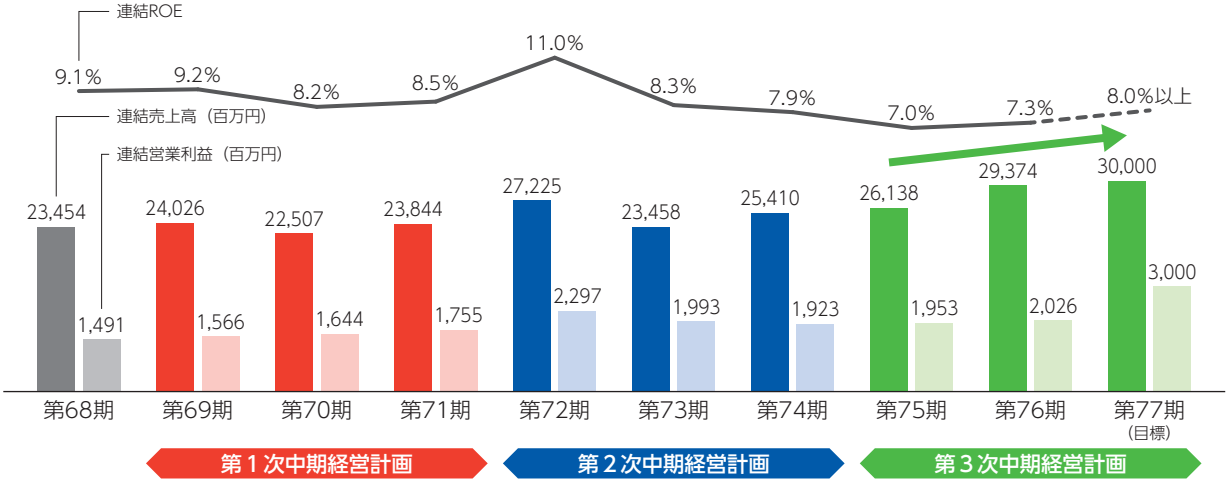

(7) 主要な事業内容（2024年３月31日現在）

事業区分	主要製品
環境システム事業	計装工事、電気工事、メンテナンス工事、自動制御機器、環境関連機器
管工機材事業	衛生陶器、住設機器、冷暖房機器、産業機器、継手、バルブ、鋼管

(8) 企業集団の主要な拠点等（2024年３月31日現在）

■本社

東京都江東区東陽二丁目４番２号

■環境システム事業

北海道支店　東北支店
北関東支店　東関東支店
東京支店　横浜支店
中部支店
帯広営業所　旭川営業所
苫小牧営業所　秋田営業所
盛岡営業所　郡山営業所
埼玉営業所　千葉営業所
多摩営業所　岐阜営業所
飛騨営業所　浜松営業所
三重営業所

■管工機材事業

札幌支店　東京支店
大阪支店
仙台営業所　名古屋営業所

●子会社

フルノ電気工業㈱（北海道留萌市）
㈱道東オーテック（北海道帯広市）
㈱オーテックサービス北海道（北海道札幌市）
㈱三雄商会（北海道苫小牧市）
㈱オーテックサービス東北（宮城県仙台市）
㈱オーテックサービス北関東（群馬県高崎市）
㈱オーテック環境（東京都墨田区）
㈱インターセントラル（東京都中央区）
㈱九州オーテック（福岡県福岡市）

◆関連会社

㈱大和バルブ（東京都品川区）

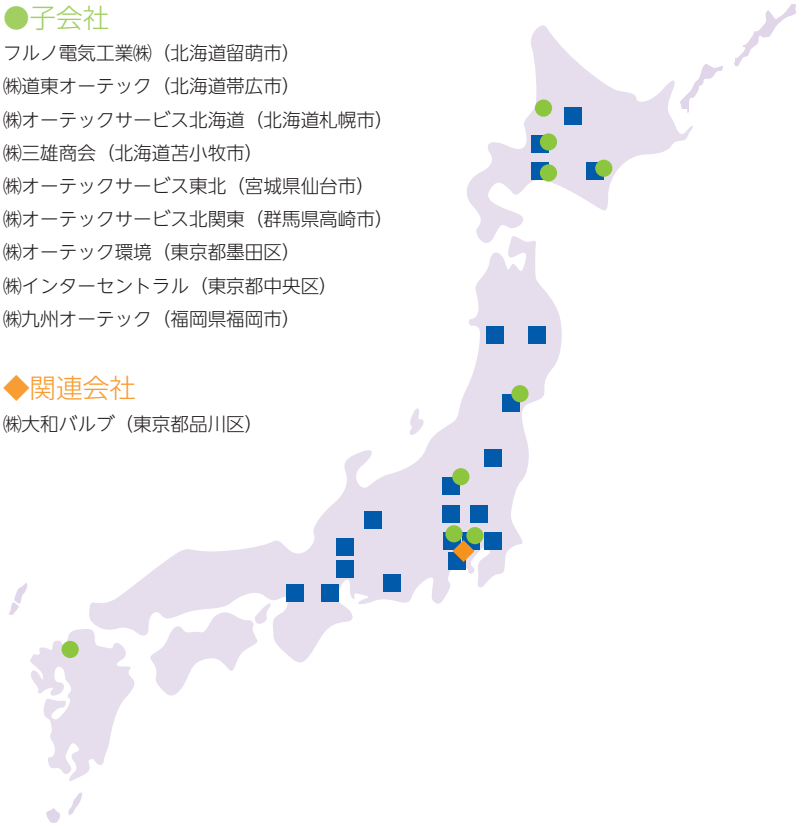

(注) 2023年10月17日付で熊谷営業所を埼玉県さいたま市へ移転し、埼玉営業所に名称変更しております。

(9) 従業員の状況（2024年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
環境システム事業	362名	7名増
管工機材事業	117名	7名減
全社（共通）	39名	2名増
合計	518名	2名増

(注) 1．従業員数は就業人員（執行役員及び定年後再雇用者を含み、常用パートを除いております。）であり、臨時雇用者数（常用パートを含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。）の総数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
391名	5名減	41.7歳	15.9年

(注) 従業員数は就業人員（他社から当社への出向者、執行役員及び定年後再雇用者を含み、当社から他社への出向者及び常用パートを除いております。）であり、臨時雇用者数（常用パートを含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。）の総数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2024年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	475
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	250
株式会社三井住友銀行	200
株式会社群馬銀行	100

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の主要な借入先の状況を記載しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　16,000千株
② 発行済株式の総数　5,700千株
③ 株主数　1,005名
④ 大株主（上位11名）

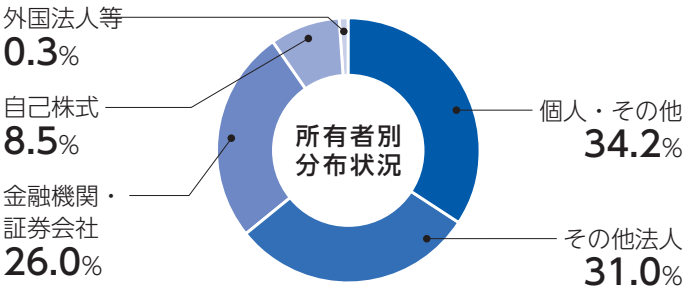

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社日本カストディ銀行（りそな銀行再信託分・日本継手株式会社退職給付信託口）	1,046	20.05
光通信株式会社	398	7.64
株式会社ＵＨ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ　２	390	7.48
オーテック従業員持株会	316	6.06
オーテック共栄会	268	5.13
アズビル株式会社	250	4.79
株式会社ＵＨ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ　３	193	3.70
株式会社FMバルブ製作所	142	2.72
株式会社みずほ銀行	135	2.58
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	120	2.30
株式会社大和バルブ	120	2.30

(注) 1．当社は自己株式を483千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．当社は取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」及び従業員に対して自社の株式を交付する「株式付与ＥＳＯＰ信託」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が当社株式27千株を、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口・76717口）が当社株式51千株を保有しております。なお、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口・76717口）が保有する当社株式については、自己株式に含めておりません。
3．持株比率は自己株式を控除して計算し、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
4．株式会社日本カストディ銀行（りそな銀行再信託分・日本継手株式会社退職給付信託口）は、日本継手株式会社が所有する持株数1,046千株を株式会社りそな銀行へ委託した信託財産であります。信託契約上、議決権の行使については、日本継手株式会社が指図権を留保しております。

⑤　当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社では、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」を導入しておりますが、当事業年度において、交付した株式はありません。

⑥　その他株式に関する重要な事項

イ．株式給付信託（ＢＢＴ）

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、その退任後に当社株式を給付する仕組みであります。当該株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

ロ．株式付与ＥＳＯＰ信託

当社は、当社従業員に対して当社株式を交付することにより、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与ＥＳＯＰ信託」を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を交付する仕組みであります。当社株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	市　原　伸　一	
専務取締役	曳　沼　宏　之	管工機材事業部・環境システム事業部統括
取締役	安　野　　進	管理本部長
取締役	原　田　和　彦	環境システム事業部長
取締役（常勤監査等委員）	藤　藁　貴　夫	
取締役（監査等委員）	山　田　仁　美	山田仁美公認会計士事務所代表 株式会社オーハシテクニカ　社外取締役（監査等委員） 株式会社東日本銀行　社外監査役
取締役（監査等委員）	酒　井　昌　弘	鍛治・酒井法律事務所　共同代表 八州総合興産株式会社　代表取締役 株式会社セブンシーズインベストメント　代表取締役

(注) 1．監査等委員である取締役藤藁貴夫、山田仁美及び酒井昌弘の３氏は社外取締役であります。
2．監査等委員である取締役山田仁美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．監査等委員である取締役酒井昌弘氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、藤藁貴夫氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しております。
5．当社は、監査等委員である取締役山田仁美及び酒井昌弘の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6．2024年４月１日をもって取締役原田和彦氏は環境システム事業担当となりました。

② 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって塡補することとしてお

ります。

⑤　取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう基本報酬に業績連動報酬を組み合わせた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、会社の業態、世間水準及び従業員給与とのバランスを踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬としての賞与、中長期の業績連動報酬としての株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

ｂ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会決議で定めた報酬限度額の範囲内で取締役会の委任を受けた代表取締役社長が、役位に応じて総合的に勘案し、決定する。

なお、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は、上記の報酬限度額に含めない。

ｃ．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行う。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため株式報酬制度と

し、中期経営計画の連結売上高、連結営業利益及び連結ＲＯＥの目標値に対する達成度合いに応じて算出されたポイントを毎年、一定の時期に付与する。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の退任時に付与した累計ポイントに相当する自社株式の給付を行う。

d．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を決定する。

なお、基本報酬と株式報酬制度の割合については、役員株式給付規程の業績連動指標を設定する際に、報酬諮問委員会の答申を受けて適切に見直す。

e．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、役員報酬・賞与・退職慰労金等に関する内規に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について取締役会の委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を参照しつつ、決定する。

なお、株式報酬制度は、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で制定する役員株式給付規程に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）個人に対する給付株式数を決定する。

また、監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の協議により決定する。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	137	85	40	12	4
（うち社外取締役）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）
取締役（監査等委員）	29	29	－	－	3
（うち社外取締役）	(29)	(29)	（－）	（－）	（3）
合　　計	166	114	40	12	7
（うち社外取締役）	(29)	(29)	（－）	（－）	（3）

(注) 1．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．業績連動報酬等にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は1,386百万円であります。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬は、親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出しております。当該指標を選択する理由は当該年度の最終的な業績を示した数値であり、業績報酬基準として最も合理的と考えるためであります。
3．非金銭報酬等については、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」を導入しており、割当ての際の条件等は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。非金銭報酬等にかかる業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び連結ＲＯＥであり、その実績は、連結売上高は29,374百万円、連結営業利益は2,026百万円、連結ＲＯＥは7.3%であります。当該指標を選択する理由は連結売上高、連結営業利益及び連結ＲＯＥは中期経営計画の経営数値目標として設定されており、中期経営計画の達成状況が直接評価できるためであります。また、当事業年度における交付状況は「2(1)⑤　当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
4．非金銭報酬等の金額は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」として、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額を記載しております。
5．取締役の報酬限度額は、2016年６月28日開催の第68回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役について年額35百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は６名、監査等委員である取締役の員数は４名であります。また、金銭報酬とは別枠で、2021年６月29日開催の第73回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」の導入を決議いただいており、同制度における役員株式給付規程に基づき４事業年度分として72百万円を信託に拠出しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は４名であります。
6．報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
・2024年６月26日開催の第76回定時株主総会において付議いたします役員賞与
取締役（監査等委員である取締役を除く。）　４名　40百万円
7．取締役会は、代表取締役社長市原伸一に対し各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性について確認しております。

ハ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

なお、当社は、2013年６月25日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

・監査等委員である取締役山田仁美氏は、山田仁美公認会計士事務所代表、株式会社オーハシテクニカの監査等委員である社外取締役並びに当社の借入先である株式会社東日本銀行の社外監査役であります。同氏は株式会社東日本銀行の業務執行者ではなく、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

・監査等委員である取締役酒井昌弘氏は、鍛治・酒井法律事務所共同代表、八州総合興産株式会社代表取締役及び株式会社セブンシーズインベストメント代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役 （常勤監査等委員）	藤　藁　貴　夫	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。 当社の関係会社である日本継手株式会社にて培った経験と実績、同社子会社において代表取締役社長として経営に携わった幅広い知識と見識に基づき、取締役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っており、経営の監督と経営全般に対する助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。その他に常勤の取締役、執行役員及び事業部長で構成されている経営会議の出席、監査室が実施する内部監査に同行しております。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された指名諮問委員会４回及び報酬諮問委員会７回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 （監査等委員）	山　田　仁　美	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。 主に公認会計士としての専門的見地及び当社の会計監査人以外の監査法人出身者として独立した立場から、取締役会において有益な助言・提言を行い、適切な監査の実施、監査意見の形成に必要な発言を行っております。また、報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬諮問委員会７回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 （監査等委員）	酒　井　昌　弘	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地及び他社の企業経営の経験に基づき、取締役会においては企業法務に精通した監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っており、監査等委員会においては当社のコンプライアンス体制について必要な発言を行っております。また、指名諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名諮問委員会４回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定過程における監督機能を担っております。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

・EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人に対する報酬等

イ．当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　45百万円

ロ．当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　45百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記イ．の金額には、これらの合計額を記載しております。
2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議いたしております。内容は以下のとおり定めております。

① 当企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当企業集団は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「オーテックグループ役職員行動規範」に従い行動する。

ロ．当社は、管理担当役員を委員長とする倫理委員会において、役職員の日常の行動が法令・定款、社内規程、企業倫理等の社会的規範を遵守し、適切に行われているか検証する。また、役職員に対する企業倫理及び法令遵守意識の啓蒙と違法行為の防止及びコンプライアンス活動の推進を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定の文書のほか、経営会議議事録等の職務の執行に係る文書を、社内規程に従い適切に保存し、管理する。

③ 当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、事業上のリスクについて、所定の社内規程及び通達に従い、迅速かつ適切な情報伝達と管理を

行う。また、想定される様々なリスクに対応するため「リスク管理規程」に基づき、リスク管理体制を強化する。

ロ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人を派遣し、経営内容を的確に把握する体制とする。

④ 当企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、職務の執行の決定が適切かつ機動的に行われるよう、常勤の取締役、執行役員及び事業部長で構成する経営会議において、取締役会での決議事項以外の重要な職務執行に関して審議及び決定し、実行する。

ロ. 当社の本部長及び事業部長は、法令・定款、社内規程に従い、担当事業部門を管掌する。また、事業部門ごとに、業務計画を定め、数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証するとともに、業務執行の状況を取締役会へ報告する。

ハ. 当社は、業務分掌、職務権限等の社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務が行われる体制を構築する。

ニ. 子会社の職務の執行が効率的に行われることを確保するため「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的に報告を受ける。

ホ. 当社は、取締役会の諮問機関として任意の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続きの透明性・客観性を強化する。

⑤ 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき関係会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人を派遣し、子会社の経営内容を把握するとともに、定期的・継続的に子会社から報告を受ける体制とする。

ロ. 当社の監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社を内部監査の対象とし、監査の結果については、当社の代表取締役社長に報告する。また、必要と判断される場合には、取締役会及び監査等委員会に対して直接報告を行うことができる。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

イ. 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助するための従業員を置くことができる。

ロ. 当該従業員の職務執行の独立性を確保するため、任命・異動・評価・懲戒については、監査等委員会の同意を得る。

ハ. 当該従業員の職務執行は、監査等委員会に係る業務を優先して行う。

⑦　企業集団の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

イ．当企業集団の役職員が直接又は間接的に、会社に著しい損害を及ぼす事実や、法令又は定款に違反する行為を発見したときは、直ちに当社監査等委員会に報告する。

ロ．当社の監査等委員会へ報告を行った企業集団の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

ハ．当社の監査等委員である取締役は、取締役会、経営会議その他社内の重要な会議に出席し、経営上の情報について適時報告が受けられる体制とする。また、監査等委員会が必要と判断したときは、いつでも取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当企業集団の役職員は、当社監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び書類の提供を行う。

ロ．監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用できる。

ハ．監査等委員会は、内部監査部門からその監査計画及び監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めることができる。

ニ．監査等委員である取締役の職務の執行について必要な費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、職務の遂行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務処理をする。

⑨　反社会的勢力排除に向けた体制

当企業集団は、反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、不当・不正な要求に対しては、警察や弁護士等の外部の専門機関と連携し、一切の関係を遮断する。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　内部統制システム全般に対する取組み

当社は2023年６月29日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を改定しております。また、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令及び定款違反の発生又は発生のおそれがある場合には、厳正な調査を実施して改善・再発防止を図っております。

② コンプライアンスに対する取組み

「オーテックグループ役職員行動規範」を配布し、すべての役職員が基本ルールに則って行動するよう周知徹底を行うとともに、全社員を対象としたｅラーニングによる研修を実施しております。また、倫理委員会を開催し、内部通報制度の運用状況の確認と問題の早期発見・改善に努めております。

③ 職務執行の適正性及び職務の執行が効率的に行われることに対する取組み

定例取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会のほか、常勤の取締役、執行役員及び事業部長で構成する「経営会議」を毎月１回開催し、経営上の重要事項に関する迅速な意思決定及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監督を行っております。また、取締役の指名と報酬に関する決定プロセスの透明性・客観性を確保するため、社外取締役を委員長とした「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を設置しております。「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」は、取締役会の諮問機関として、指名及び報酬に関する事項について審議を行い、取締役会に答申を行っております。このほか、アンケート調査による取締役会の実効性評価を実施しており、抽出された課題については取締役会で共有を行っております。

④ 損失の危険の管理に対する取組み

「リスク管理規程」に基づきリスク管理体制の検証を行い、取締役会や経営会議においてリスクの把握と対策を検討して適切な対応に努めております。また、「関係会社管理規程」に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は幹部社員を子会社に派遣して業務執行の監督を行っております。このほか、情報セキュリティ事故を防止する目的から、全社員に「ＰＣ・モバイル利用ハンドブック」を配布し、情報セキュリティや個人情報保護などに関するｅラーニング教育を実施しております。重大な災害や事故等の発生に備え、安否確認システムを利用した災害発生地域の社員確認手段を整備しており、事業継続体制の維持・向上に努めております。

⑤ 監査等委員会の監査が実効的に行われることに対する取組み

監査等委員である取締役は、取締役会や経営会議等の重要な会議への出席を通じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）から業務執行の報告を受け、その意思決定の過程や内容についての監督を行っております。また、監査等委員会は、内部監査部門や会計監査人との日常的なコミュニケーションのもと、それぞれから監査の報告を受けるとともに、経営執行に対する監査を独自に行い、監査を実効的に実施する体制を構築しております。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2024年５月13日開催の当社取締役会において、以下のとおり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定いたしました。

① 基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合に、当該買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも存在します。

このため、当該大規模買付行為等が、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を株主の皆様に適切にご判断いただくためには、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供が必要不可欠です。そして、その判断を適確に行うためには、大規模買付者からの情報にとどまらず、大規模買付者の提案内容等を当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に提供することが必要と考えております。

そこで、当社は、①大規模買付者に株主の皆様がその是非を判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、②当社取締役会として、当該大規模買付者の提案内容が当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益にどのような影響を及ぼすか、また、大規模買付者の提案内容に対する経営方針等の当社取締役会としての代替案を提供するとともに、必要に応じて、大規模買付者と当社の経営方針等に関して交渉又は協議を行うこととし、③これらを踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為等の是非を判断するために必要な時間を確保することを目的として、本方針に基づく手続を定め、大規模買付行為等があった際には、適切な措置を講じてまいります。

② 基本方針の具体的な内容の概要

イ．基本方針の実現に資する特別な取組み

ａ．当社の経営の基本方針

当社グループは、建築物の自動制御システムの設計・施工・メンテナンス（保守）並びに建設設備関連の管工機材及び環境関連機器の販売を通じて建物環境の快適性、利便性を図り、社会に貢献することを基本理念とし、次の３つの経営理念を掲げております。

① 信頼～未来を支える共感～

取引先、従業員、地域社会などあらゆる関係先との誠実なコミュニケーションを通じて、ステークホルダーとの信頼関係を築きます。「信頼」は、私たちの事業の基盤であり、未来を支える共感の源泉です。

② 進取～革新的な未来への挑戦～

新たなアイデアや革新的なアプローチを常に追求します。高い技術力と優れたサービスを提供することで、お客様の課題を解決し、価値を創造します。「進取」は、私たちの事業の原動力であり、革新的

な未来への挑戦の姿勢です。

③　創意～個々の成長と社会の豊かさの提供～

従業員の新たな創造力を発揮させることで、会社の成長を実現します。また、会社の成果を社会に還元することで、ゆとりある生活の実現に貢献します。「創意」は、私たちの事業の目的であり、個々の成長と社会の豊かさの提供の手段です。

この経営理念のもとに、「株主」、「取引先」、「従業員」等あらゆるステークホルダーの期待に応えるべく最善の経営努力を続けております。そのために、当社は、顧客が要求する製品の品質を確実に実現するため、引き続き技術力の向上と販売体制の継続的改善を図ることで社会に貢献していく所存であります。

b．中長期的な当社の経営戦略

当社グループでは、2022年度から2024年度にわたる第３次中期経営計画を策定しており、2024年度が創業90年の節目の年となることから、創業90年を迎えるための基盤とすべく、第２次中期経営計画の成果と課題を踏まえ、次の３つの項目を基本方針とし、ＳＤＧｓへの取り組みを含めて、持続的成長とより一層の企業価値の向上に取り組んでまいります。

①　経営基盤の充実

②　事業基盤の成長

③　エンゲージメントの向上

また、セグメントごとの中期経営戦略は、以下のとおりであります。

環境システム事業

①　放射空調システムの事業協業展開

②　ソリューション事業の強化・発展

③　地域連携プロジェクト体制の構築

管工機材事業

①　管工機材の新規ビジネスへの展開

②　環境配慮型商品の拡販

c．コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、ステークホルダーの期待に応えるべく、企業収益の拡大と事業基盤の強化を図るとともに、経営の透明性を高め、企業倫理の徹底を果たすことが企業価値の向上につながると考えており、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポ

レート・ガバナンスに関する報告書をご参照ください。

ロ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2024年5月13日開催の当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。本プランの有効期限は、2024年６月開催の当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとしておりますが、本定時株主総会において本プランの継続を株主の皆様にご承認いただいた場合には、本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時まで延長されるものとし、以後も同様といたします。

本プランの全文及び詳細につきましては、第６号議案及び2024年5月13日付「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）の導入に関するお知らせ」に記載しておりますのでご参照ください。

③　上記②の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②イ．記載の取組みは、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的な方策であるため、上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

また、上記②ロ．記載の取組みも、以下のとおり、上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

イ．本プランが、買収への対応方針に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること。

ロ．本プランが、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること。

ハ．本プランが、株主意思を直接的に反映するものであること。

ニ．本プランが、独立性の高い社外者の判断を重視していること。

ホ．本プランが、デッドハンド型及びスローハンド型の対応方針ではないこと。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は特段の注記がない限り、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

〈ご参考〉コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、ステークホルダーの期待に応えるべく、企業収益の拡大と事業基盤の強化を図るとともに、経営の透明性を高め、企業倫理の徹底を果たすことが企業価値の向上につながると考えており、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また当社は、監査等委員会設置会社の制度を採用しており、取締役会による業務執行の状況の監督及び監査等委員会による監督機能の強化により、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ってまいります。

【コーポレート・ガバナンス体制】

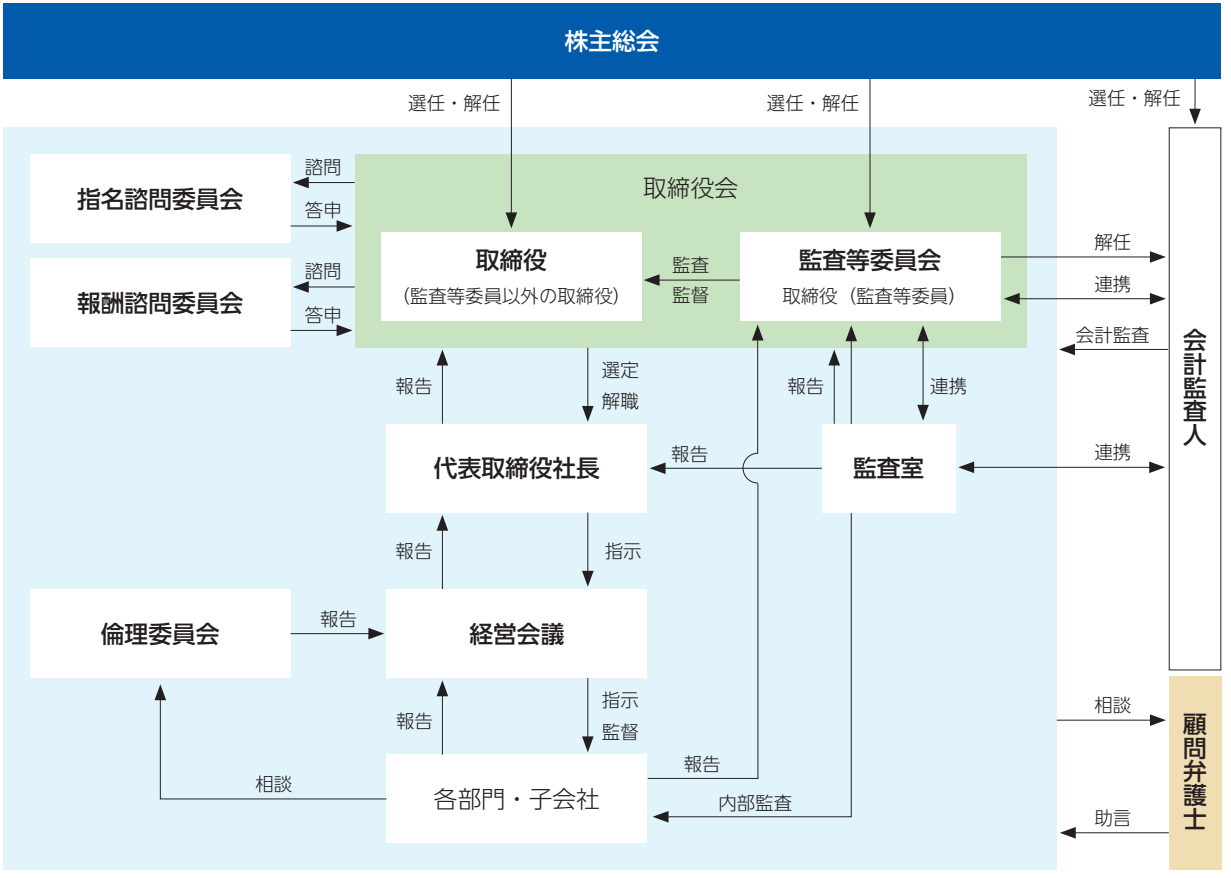

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	**19,774,953**
現金及び預金	6,877,207
受取手形・完成工事未収入金等	4,843,456
電子記録債権	3,984,511
売掛金	1,916,722
有価証券	600,000
未成工事支出金	151,197
商品及び製品	749,697
原材料及び貯蔵品	694,310
その他	189,832
貸倒引当金	△231,982
固定資産	**12,022,770**
有形固定資産	**3,423,729**
建物及び構築物	1,401,319
土地	1,527,261
リース資産	249,716
建設仮勘定	50,088
その他	195,342
無形固定資産	**1,556,103**
のれん	1,113,162
リース資産	4,192
その他	438,748
投資その他の資産	**7,042,938**
投資有価証券	5,546,570
退職給付に係る資産	498,945
その他	1,633,905
貸倒引当金	△636,483
資産合計	**31,797,724**

科　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	**10,096,542**
支払手形・工事未払金等	1,110,547
電子記録債務	3,829,992
買掛金	1,107,549
短期借入金	1,424,564
リース債務	57,731
未払法人税等	746,499
未成工事受入金	297,287
賞与引当金	390,028
役員賞与引当金	57,347
完成工事補償引当金	19,108
製品保証引当金	5,352
株式給付引当金	43,087
その他	1,007,448
固定負債	**1,445,465**
長期借入金	84,018
リース債務	410,054
繰延税金負債	301,327
再評価に係る繰延税金負債	68,844
役員退職慰労引当金	81,905
役員株式給付引当金	27,938
退職給付に係る負債	113,586
その他	357,790
負債合計	**11,542,008**
(純資産の部)	
株主資本	**18,610,015**
資本金	**599,400**
資本剰余金	**694,300**
利益剰余金	**17,970,923**
自己株式	**△654,607**
その他の包括利益累計額	**1,173,949**
その他有価証券評価差額金	**1,474,682**
土地再評価差額金	**△366,456**
退職給付に係る調整累計額	**65,723**
非支配株主持分	**471,751**
純資産合計	**20,255,716**
負債純資産合計	**31,797,724**

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科　目	金　額	
売上高		**29,374,185**
売上原価		**21,959,241**
売上総利益		**7,414,943**
販売費及び一般管理費		**5,388,200**
営業利益		**2,026,742**
営業外収益		
受取利息	11,291	
受取配当金	68,181	
持分法による投資利益	57,412	
保険解約返戻金	36,206	
その他	23,666	196,757
営業外費用		
支払利息	25,121	
為替差損	10,245	
不動産賃貸費用	7,905	
その他	6,327	49,600
経常利益		**2,173,899**
特別利益		
固定資産売却益	2,794	2,794
特別損失		
固定資産売却損	191	
固定資産除却損	2,070	
減損損失	133,886	136,149
税金等調整前当期純利益		**2,040,545**
法人税、住民税及び事業税	937,375	
法人税等調整額	△322,942	614,433
当期純利益		**1,426,112**
非支配株主に帰属する当期純利益		39,521
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,386,590**

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年４月１日期首残高	599,400	694,300	17,027,719	△655,090	17,666,328
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△443,386		△443,386
親会社株主に帰属する当期純利益			1,386,590		1,386,590
自己株式の取得				△134	△134
株式給付信託による自己株式の処分				617	617
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	943,204	482	943,687
2024年３月31日期末残高	599,400	694,300	17,970,923	△654,607	18,610,015

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2023年４月１日期首残高	695,200	△366,456	51,398	380,142	433,018	18,479,489
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△443,386
親会社株主に帰属する当期純利益						1,386,590
自己株式の取得						△134
株式給付信託による自己株式の処分						617
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	779,482	－	14,324	793,807	38,732	832,540
連結会計年度中の変動額合計	779,482	－	14,324	793,807	38,732	1,776,227
2024年３月31日期末残高	1,474,682	△366,456	65,723	1,173,949	471,751	20,255,716

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	**15,569,955**
現金及び預金	5,408,004
受取手形	785,425
電子記録債権	3,009,261
完成工事未収入金	3,546,737
売掛金	1,410,371
営業未収入金	125,131
有価証券	600,000
未成工事支出金	142,551
商品	400,017
原材料及び貯蔵品	100,885
前払費用	135,521
その他	141,407
貸倒引当金	△235,359
固定資産	**13,120,140**
有形固定資産	**2,756,850**
建物	1,107,843
構築物	26,415
機械及び装置	20,736
車両運搬具	43,577
工具、器具及び備品	55,413
土地	1,210,361
リース資産	242,414
建設仮勘定	50,088
無形固定資産	**418,972**
ソフトウエア	89,941
リース資産	4,192
その他	324,838
投資その他の資産	**9,944,317**
投資有価証券	5,030,333
関係会社株式	3,809,007
出資金	130
破産更生債権等	754,428
前払年金費用	402,700
投資不動産	30,787
敷金及び保証金	367,434
その他	185,979
貸倒引当金	△636,483
資産合計	**28,690,095**

科　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	**9,043,428**
支払手形	81,965
電子記録債務	3,638,711
工事未払金	839,143
買掛金	851,048
短期借入金	1,050,000
リース債務	55,867
未払金	388,784
未払費用	67,556
未払法人税等	642,861
未払消費税等	253,752
未成工事受入金	288,303
預り金	424,656
前受収益	3,586
賞与引当金	361,000
役員賞与引当金	40,000
完成工事補償引当金	8,390
株式給付引当金	43,087
その他	4,713
固定負債	**1,147,034**
長期借入金	75,000
リース債務	403,129
繰延税金負債	215,491
再評価に係る繰延税金負債	68,844
役員株式給付引当金	27,938
その他	356,630
負債合計	**10,190,462**
(純資産の部)	
株主資本	**17,428,235**
資本金	**599,400**
資本剰余金	**707,436**
資本準備金	525,000
その他資本剰余金	182,436
利益剰余金	**16,770,209**
利益準備金	149,850
その他利益剰余金	16,620,359
固定資産圧縮積立金	113,282
別途積立金	14,300,000
繰越利益剰余金	2,207,077
自己株式	**△648,810**
評価・換算差額等	**1,071,397**
その他有価証券評価差額金	**1,437,854**
土地再評価差額金	**△366,456**
純資産合計	**18,499,632**
負債純資産合計	**28,690,095**

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科　目	金　額	
売上高		
完成工事高	14,786,172	
商品売上高	9,755,421	**24,541,594**
売上原価		
完成工事原価	10,088,566	
商品売上原価	8,627,333	**18,715,899**
売上総利益		**5,825,694**
販売費及び一般管理費		**4,070,880**
営業利益		**1,754,814**
営業外収益		
受取利息	11,411	
受取配当金	70,279	
不動産賃貸料	45,309	
その他	22,603	149,604
営業外費用		
支払利息	23,178	
不動産賃貸費用	8,505	
その他	3,218	34,901
経常利益		**1,869,516**
特別利益		
固定資産売却益	2,794	2,794
特別損失		
固定資産売却損	191	
固定資産除却損	623	
減損損失	133,886	134,702
税引前当期純利益		**1,737,609**
法人税、住民税及び事業税	811,000	
法人税等調整額	△328,452	482,547
当期純利益		**1,255,061**

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
		資本剰余金		利益剰余金					
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			自己株式	株主資本合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2023年4月1日期首残高	599,400	525,000	182,436	149,850	114,353	13,500,000	2,194,331	△649,293	16,616,076
事業年度中の変動額									
剰余金の配当							△443,386		△443,386
別途積立金の積立						800,000	△800,000		−
当期純利益							1,255,061		1,255,061
自己株式の取得								△134	△134
株式給付信託による自己株式の処分								617	617
固定資産圧縮積立金の取崩					△1,071		1,071		−
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	−	−	−	−	△1,071	800,000	12,746	482	812,158
2024年3月31日期末残高	599,400	525,000	182,436	149,850	113,282	14,300,000	2,207,077	△648,810	17,428,235

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年4月1日期首残高	672,766	△366,456	306,310	16,922,387
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△443,386
別途積立金の積立				−
当期純利益				1,255,061
自己株式の取得				△134
株式給付信託による自己株式の処分				617
固定資産圧縮積立金の取崩				−
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	765,087	−	765,087	765,087
事業年度中の変動額合計	765,087	−	765,087	1,577,245
2024年3月31日期末残高	1,437,854	△366,456	1,071,397	18,499,632

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年５月24日

株式会社オーテック
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**櫻井　均**

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**海上大介**

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社オーテックの2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内

部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年５月24日

株式会社オーテック
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**櫻井　均**

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**海上大介**

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社オーテックの2023年４月１日から2024年３月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月27日

株式会社オーテック　監査等委員会

常勤監査等委員　**藤　藁　貴　夫** ㊞

監 査 等 委 員　**山　田　仁　美** ㊞

監 査 等 委 員　**酒　井　昌　弘** ㊞

（注）監査等委員 藤藁貴夫、山田仁美及び酒井昌弘は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

TOPICS

TOPICS 1 サステナビリティ評価で「シルバーメダル」を取得しました

当社は、国際的なサステナビリティ評価機関であるEcoVadis社（本社：フランス）の評価を受け、昨年のブロンズメダル認証に引き続き、2023年の評価において「シルバーメダル」を取得しました。

EcoVadis社は、サプライチェーンを通じた企業の環境・社会的慣行の改善を目指して2007年に設立された、企業のESGに関する取り組み評価機関です。世界175カ国、200業種、10万社以上の企業を対象に、「環境」「労働と人権」「倫理」「持続可能な資材調達」の４分野における企業の方針、施策、実績について評価を行います。

同認証は、全評価対象企業のうち上位25％に位置したことを示しています。

今後も、事業を通じた社会課題の解決に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。



TOPICS 2 「健康経営優良法人 2024（大規模法人部門）」に認定されました

当社は、経済産業省と日本健康会議が共同で運営する健康経営優良法人認定制度において、「健康経営優良法人 2024（大規模法人部門）」に認定されました。

当社は、社員がこころ豊かに健康で生産性高く働けることが企業の成長の基盤であると考え、いきいきと安全で安心して働ける労働環境をつくるという基本姿勢のもと「健康経営宣言」を掲げ、健康経営を推進しています。

従業員の健康増進により、健康的な働き方とワークエンゲージメントの向上を図り、「社員がいきいきと働ける職場環境」の実現に努めてまいります。



TOPICS 3 『ZEB リーディング・オーナー』に登録されました

この度、当社は『ZEB リーディング・オーナー』に登録されました。

『ZEB リーディング・オーナー』とは、*ZEB Ready以上の性能を有する建築物を所有、もしくは計画を保有している建物オーナーと定められており一般社団法人環境共創イニシアチブが登録・公表しております。

なお、ZEBとは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称であり、快適な室内環境を実現しながら建物で消費する年間の一次エネルギーの消費量をゼロにすることを目指した建物です。

当社は、2022年に建設した北海道支店において基準一次エネルギーの81％を削減するNearly ZEB認証を取得しております。

今後もこの実績と経験を生かし、環境に配慮した事業活動を推進していくことにより持続可能な社会の実現に努めてまいります。

ZEB LEADING OWNER

ZEB2023L-00031-P

*ZEB Ready … ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合している建築物を指す。

TOPICS 4 「2023-24 V.LEAGUE DIVISION1 V.FINAL STAGE」サポーティングパートナーになりました

当社は、一般社団法人ジャパンバレーボールリーグの主催する「2023-24　V.LEAGUE DIVISION1 V.FINAL STAGE」サポーティングパートナーとして協賛いたしました。

バレーボール競技を通じた健康増進や地域共生並びに国際社会との交流と親善に貢献する同法人の目的に賛同するとともに、2024年５月に創業90周年を迎える当社PRとして企業ロゴを掲出しております。

持続可能な社会の実現に向け、健康増進活動や社会貢献活動を支援する取り組みを進めてまいります。







VLSP-2023-070

株主メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎年６月
基準日	定時株主総会　毎年３月31日 期末配当金　毎年３月31日 中間配当金　毎年９月30日
単元株式数	100株
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1－1 電　話 0120－232－711（通話料無料） 郵送先 〒137－8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告方法	電子公告 https://www.o-tec.co.jp/ （ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。）
上場証券取引所	東京証券取引所スタンダード市場
証券コード	1736

〔株式に関する各種お手続き〕

1. 株券電子化に伴い、株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取扱できませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、左記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

ホームページのご案内

当社ホームページでは、事業内容のご紹介から、商品・施工事例のご案内、IR情報に至るまで様々な情報を掲載しております。是非ご活用ください。





https://www.o-tec.co.jp/



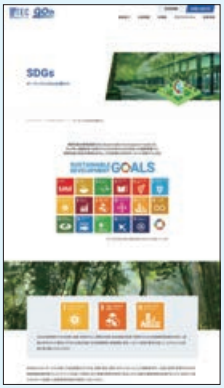

株主総会会場ご案内図

会 場

ホテル イースト21東京 ３階 東陽の間
東京都江東区東陽六丁目３番３号
電 話 03(5683)5683(代表)

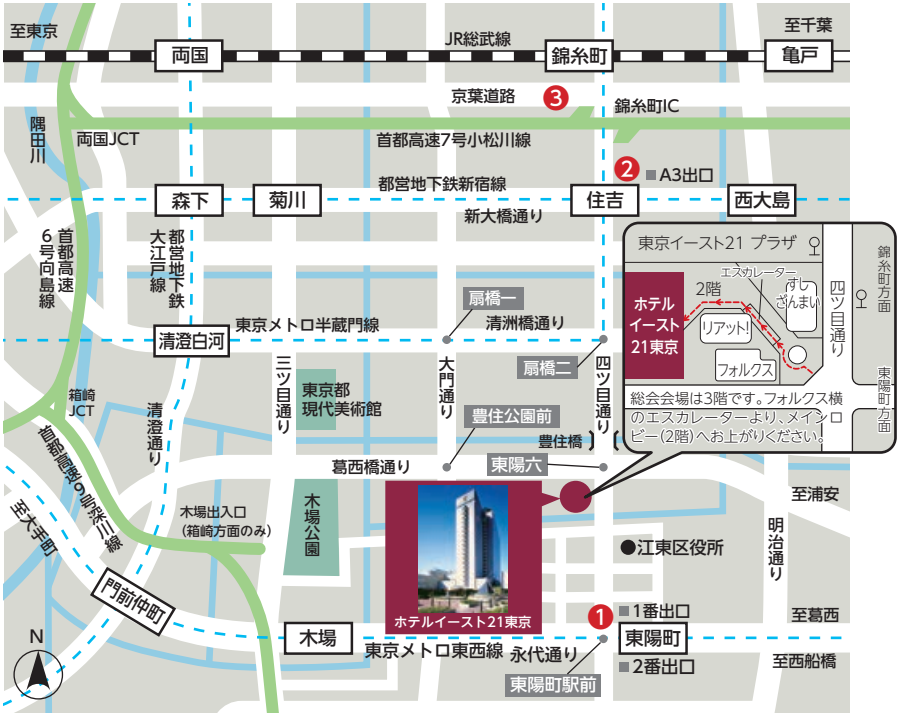

交 通

❶東京メトロ東西線 東陽町駅(1番出口)より徒歩約７分
❷東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線 住吉駅(A３出口)より
　都営バス<東22>で約10分 豊住橋(東京イースト21)下車
❸JR総武線 錦糸町駅(南口)より
　都営バス<東22>で約15分 豊住橋(東京イースト21)下車

UD FONT
FSC www.fsc.org ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK